生産施設面積率

■工場立地に関する準則(別表第一)

業種	業種名称	生産施設 面積率
第1種		
	●石油精製業	2.0%
	●コークス製造業	30%
	●ボイラ・原動機製造業	
第2種	●伸鉄業	40%
第3種	●窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、	45%
	ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業および人造宝石製造業を除く)	
第4種	●鋼管製造業 ●電気性分散	50%
	●電気供給業	
第5種	●でんぷん製造業	55%
	●冷間ロール成型形鋼製造業	
第6種	●石油製品・石炭製品製造業(石油精製業、潤滑油・グリース製造業(石	0.00/
	油精製業によらないもの)およびコークス製造業を除く)	60%
	●高炉による製鉄業	
第7種	●その他の製造業	
	●ガス供給業	65%
	●熱供給業	